

一宮市あんしん介護予防事業の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一宮市が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「あんしん介護予防事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（令和4年3月28日老発0328第1号改正厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

(事業の目的)

第3条 あんしん介護予防事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、法第115条の45第1項に規定する被保険者に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(事業の内容)

第4条 市長は、あんしん介護予防事業として、次に掲げる事業又はサービスを行う。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

(ア) 介護予防訪問介護相当サービス

指定事業者により実施する旧介護予防訪問介護に相当するもの

(イ) 共生型介護予防訪問介護相当サービス

障害福祉制度における居宅介護、重度訪問介護の指定を受けた事業者により実施する介護予防訪問介護相当サービス

(ウ) 基準緩和訪問介護サービス

指定事業者により実施する旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるもの

(エ) 共生型基準緩和訪問介護サービス

障害福祉制度における居宅介護、重度訪問介護の指定を受けた事業者により実施する基準緩和訪問介護サービス

(オ) 短期予防訪問サービス

保健・医療の専門職により提供される支援で、概ね6か月までの短期間で行われるもの。

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

(ア) 介護予防通所介護相当サービス

指定事業者により実施する旧介護予防通所介護に相当するもの

(イ) 共生型介護予防通所介護相当サービス

障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業者により実施する介護予防通所介護相当サービス

(ウ) 基準緩和通所介護サービス

指定事業者により実施する旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるもの

(エ) 共生型基準緩和通所介護サービス

障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業者により実施する基準緩和通所介護サービス

(オ) 短期介護予防サービス

保健・医療の専門職により提供される支援で、6か月で行われるもの。

ウ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

地域包括支援センターにより実施する介護予防ケアマネジメント

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(第1号事業の対象者)

第5条 前条第1号に掲げる第1号事業の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 施行規則第140条の62の4第1号に規定する居宅要支援被保険者

(2) 施行規則第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者（以下「事業対象者」という。）

(3) 施行規則第140条の62の4第3号に規定する居宅要介護被保険者

2 前項の規定にかかわらず、要支援1の認定を受けたもの及び事業対象者のうち第1号通所事業の介護予防通所介護相当サービス及び共生型介護予防通所介護相当サービスの対象者は、高年福祉課に理由書（別紙）を提出し認められたものに限る。

3 第1項の規定にかかわらず、共生型介護予防訪問介護相当サービス、共生型基準緩和訪問介護サービス、共生型介護予防通所介護相当サービス及び共生型基準緩和通所介護サービスの対象者は第1項に掲げるものうち、障害福祉制度において当該事業所によるサービスを65歳に達する日の前日において利用していたものに限る。

(第1号訪問事業、第1号通所事業又は第1号介護予防支援事業に要する費用の額)

第6条 施行規則第140条の63の2第1項第1号イ又はロの規定により市が定める第1号訪問事業、第1号通所事業（短期介護予防サービスを除く。以下同じ。）又は第1号介護予防支援事業に要する費用の額は、別表に掲げるサービスの種類ごとに、対応する1単

位の単価と単位数を乗じて算定するものとする。

- 2 前項の規定により算定した場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費の額)

第7条 第1号訪問事業(短期予防訪問サービスを除く。以下同じ。)又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費の額は、前条の規定により算定した費用の額(当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。

- 2 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者及び事業対象者(以下「居宅要支援被保険者等」という。)(次項に規定する居宅要支援被保険者等を除く。)及び法第49条の2第1項に規定する政令で定める額以上である居宅要介護被保険者(次項に規定する居宅要介護被保険者を除く。)に係る第1号事業支給費について前項の規定を適用する場合においては、前項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

- 3 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等及び法第49条の2第2項に規定する政令で定める額以上である居宅要介護被保険者にあつては、第1項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(第1号事業支給費に係る審査及び支払)

第8条 市長は、第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により愛知県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(基本チェックリストの受付に係る事務)

第9条 市長は、事業対象者の判定に用いる基本チェックリストの受付に係る事務を地域包括支援センターに委託することができる。

(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第10条 居宅要支援被保険者の第1号事業支給費に係る支給限度額は、法第55条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した額の100分の90に相当する額とする。ただし、居宅要支援被保険者が法第52条に規定する予防給付を利用している場合は、あんしん介護予防事業及び予防給付の限度額を一体的に算定するものとする。

- 2 事業対象者の第1号事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90に相当する額とする。

- 3 居宅要介護被保険者の第1号事業支給費に係る支給限度額は、法第43条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した額の100分の90に相当する額とする。ただし、居宅要介護被保険者が法第40条に規定する介護給付を利用している場合は、あんしん介護予防事業及び介護給付の限度額を一体的に算定するものとする。

- 4 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等(次項に規定する居宅要支援被保険者等を除く。)及び法第49条の2第1項に規定する政令で定める額以上である居宅要介護被保険者(次項に規定する居宅要介護被保険者を除く。)

に係る第1号事業支給費について前項の規定を適用する場合においては、前2項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

- 5 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等及び法第49条の2第2項に規定する政令で定める額以上である居宅要介護被保険者にあつては、第1項及び第2項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(第1号事業支給費の特例)

第11条 災害その他特別な事情により、あんしん介護予防事業に必要な費用を負担することが困難であると市長が認めたものが受ける第1号事業支給費について、第6条第1項及び前条第1項の規定を適用する場合においては、この規定中「100分の90」とあるのは、「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」とする。

- 2 災害その他特別な事情により、あんしん介護予防事業に必要な費用を負担することが困難であると市長が認めたものが受ける第1号事業支給費について、第6条第2項及び前条第2項の規定を適用する場合においては、この規定中「100分の80」とあるのは、「100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」とする。

- 3 災害その他特別な事情により、あんしん介護予防事業に必要な費用を負担することが困難であると市長が認めたものが受ける第1号事業支給費について、第6条第3項及び前条第3項の規定を適用する場合においては、この規定中「100分の70」とあるのは、「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」とする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第12条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行う。

- 2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び法第61条の2に定める規定を準用する。

(第1号介護予防支援に係る届出)

第13条 第1号介護予防支援を受けようとする者は、当該第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターの名称及び所在地を記載した届出書に被保険者証を添付して市長に届出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により届出があつた第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターの名称を当該被保険者の被保険者証に記載して返付するものとする。

- 3 事業対象者が第1項の届出を行った場合は、市長は前項の事項の他に、次に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載して返付するものとする。

- (1) 事業対象者である旨

- (2) 基本チェックリスト実施日（事業対象者判定を実施した日をいう。以下同じ。）

- (3) 第1号事業を利用できる期間（以下「事業対象者の有効期間」という。）

(資格者証の交付)

第14条 市長は、被保険者から事業対象者判定に係る基本チェックリストを受理した場合

において、必要があると認めるときは、被保険者証に代えて資格者証を交付するものとする。

(事業対象者に係る第1号事業の利用)

第15条 事業対象者は、基本チェックリスト実施日から第4条(1)ア、イ(ウ)(エ)(オ)及びウの事業又はサービスを利用することができる。

2 基本チェックリスト実施日が、事業対象者の有効期間又は要介護認定有効期間若しくは要支援認定有効期間(以下「認定有効期間」という。)内にある場合は、認定有効期間の満了日の翌日から前項の事業又はサービスを利用できるものとする。ただし、認定有効期間が60日を超えて存在している場合には、事業対象者判定は実施できないものとする。

3 前項の規定が適用される事業対象者の有効期間は、次条の規定を同条の規定中「基本チェックリスト実施日」とあるのを「認定有効期間の満了日の翌日」と読み替えて適用するものとする。

(事業対象者の有効期間)

第16条 事業対象者の有効期間は、基本チェックリスト実施日から3年間とする。ただし、基本チェックリストの実施日が月の初日でない場合にあつては、当該実施日の属する月の翌月の初日から起算するものとする。

(指導及び監査)

第17条 市長は、あんしん介護予防事業の適切かつ有効な実施のため、あんしん介護予防事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、あんしん介護予防事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 基本チェックリスト実施日が平成29年3月31日以前である者に第10条第1項及び第11条第1項を適用する場合においては、各規定中「基本チェックリスト実施日」とあるのを「平成29年4月1日」と読み替えるものとする。

付 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(基本報酬に係る経過措置)

令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、この要綱による改正後の別表の介護予防訪問介護相当サービス又は共生型介護予防訪問介護相当サービスのイからハまで、基準緩和訪問介護サービス又は共生型基準緩和訪問介護サービスのイ及びロ、介護予防通所介護相当サービス又は共生型介護予防通所介護相当サービスのイからハまで、基準緩和通所介護サービス又は共生型基準緩和通所介護サービスのイからニまで、介護予防ケアマネジメントのイ及びロについて、それぞれの所定単位数の合計に対して、千分の千一（小数点以下四捨五入。ただし、1単位未満となる場合は小数点以下切り上げ）に相当する単位数を算定する。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。